

五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月1日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

総務課

3. 監査の期間

令和4年12月27日～令和5年1月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
出張命令のない市外出張、出張旅費の未払等、出張命令に関する不備が散見される。適正な事務処理に努められたい。	指摘事項について、直ちに市外出張の命令簿を作成し、旅費未払分を支出処理するなど、出張命令に関する不備を訂正いたしました。 今後は、このようなことがないように十分注意して、適正な事務処理に努めてまいります。